

スーパードラッグコスモス多度津店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年6月16日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス多度津店 仲多度郡多度津町大字南鴨字糺287番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により多度津町から聴取した意見の概要
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
多度津商工会議所
 - (2) 意見の概要
 - ・駐車場台数の確保や誘導案内、騒音等、法第4条の規定に配慮した内容の書類が添付されているが、オープン後に予定どおりの数値に納まっているかどうかを検証して、改善が必要なものは早急に対処すること。
 - ・届出内容を変更する場合には、周辺住民から十分に理解を得られるよう、開店後においても誠意ある対応をとること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
縦覧期間	平成20年10月24日（金曜日）から同年11月25日（火曜日）まで